

# 尾張旭市公園等利活用トライアル事業募集要項

---

## 1 制度概要

---

「尾張旭市公園等利活用トライアル事業」とは、公園・河川緑地・芝生広場などの公共空間の利用を希望する皆様の提案を募集し、一定期間、無償で、実際に利用してもらう制度です。

利用後は、課題をフィードバックし、今後の活用方針に活かしていくため、市は、公共空間に対する市場性やニーズ等を、また、利用者は、使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、利用条件、立地条件等を確認できる社会実験的な取組です。

## 2 公園等におけるトライアル事業の実施の背景・目的

---

公園等をはじめとする市の公共施設は、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化、公園施設の老朽化、財政やマンパワーの制約、市民ニーズの多様化、社会情勢の変化に対応した効果的・効率的な管理・運営が求められています。

本市では、公園等を地域の皆様の憩いの場、にぎわいの場と考えています。これまでのような行政主体の取組だけではなく、公民連携を加速し、一層柔軟に使いこなす新たな発想や仕組みを取り入れることで、魅力ある公園等を創出し、地域コミュニティ、愛護会活動の活性化を図ることを目的とします。

## 3 対象公園等

---

- (1) 城山公園 (尾張旭市城山町長池下地内)
- (2) 維摩池 (尾張旭市新居町今池下地内)
- (3) 印場中央公園 (尾張旭市東印場町三丁目14番地1)
- (4) 矢田川河川緑地 (尾張旭市庄中町南島地内～瀬戸川町二丁目地内)
  - ・左岸 庄中橋付近から宮下橋付近まで
  - ・右岸 庄中橋付近から西本地橋付近まで

## 4 期待される効果

---

本事業により、次のような効果が期待できます。

○利用者のメリット

- ・アイデアやコンセプトが市民ニーズに合っているか確認できます。
- ・使い勝手、採算性が把握できます。
- ・費用負担が少なく気軽に参画できます。
- ・公園等で普段できないことにチャレンジすることができます。

○市のメリット

- ・利用者との対話により、市場性を確認できます。
- ・利用者の皆様からの提案・アイデアにより、公園等に新たな魅力が生まれ、地域のにぎわいの場、憩いの場となります。
- ・公園等の利活用が活発になります。
- ・公園等に対する愛護意識の醸成ができます。

## 5 スケジュール

日程	内容
令和8年3月25日	募集要項の公表
令和8年4月1日～随時	尾張旭市公園等利活用トライアル事業の募集
	事前相談・現地調査
	応募
	書類審査
	使用申請・許可
令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	公園利用
	利用期間終了後に実績報告

## 6 申請方法

公園等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、以下の書類を提出します。

### (1) 提出書類

#### ア 申込み時

尾張旭市公園等利活用トライアル事業利用申込書（別紙1）

※ 利用場所・利用時間が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

#### イ 利用決定後

① 公園内行為許可申請書もしくは行政財産目的外申請書

② (イベントを実施する場合) イベント保険の加入を証明できるもの

③ (必要に応じて) 保健所、消防署への届けの写し

#### ウ 利用後

尾張旭市公園等利活用トライアル事業実績報告書（別紙2）

### (2) 事前相談等

ア 事前相談を希望される場合は、事前に市役所へ電話又はメールにて日程調整をしてください。

イ 現地調査は、公園利用者の迷惑にならない範囲で行ってください。

## 7 提案の要件

---

### (1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ア 募集要項に記載の対象公園等であること。
- イ 確実に実施できる利用内容であること。
- ウ 公園等を利用する市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- エ 利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- オ 利用期間中は、利用場所及び周辺の清掃を行うこと。

### (2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは、提案の対象外とします。

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供
- ウ 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- カ 事業と関連性が低いと判断する行為
- キ その他、市が不適切と判断する行為

## 8 想定される事業例

---

- (1) キッチンカーの出店
- (2) フリーマーケット
- (3) 飲食等のマルシェイベント
- (4) ヨガやキッズダンス教室
- (5) マラソンやウォーキングイベント

上記内容以外にも、幅広く提案を受付ます。

また、すでに実施したことのある事業についても、本トライアル事業の趣旨に沿った内容である場合には提案を受付ます。

## 9 禁止行為

---

尾張旭市都市公園条例第5条に規定する下記の行為については禁止とします。

- (1) 都市公園等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

## 10 応募資格要件

---

### (1) 利用希望者の条件

ア 利用希望者は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。（町内会等の地元団体も可。）

イ 利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

### (2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル事業に参加することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをしている者

ウ 尾張旭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 尾張旭市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領及び尾張旭市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領に規定する入札参加停止の措置を受けている者

カ 本市の市税を滞納している者

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

ク その他、市長が応募者として適切でないと判断した者

## 11 その他留意事項

---

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

### (2) 提出書類の取扱い・特許等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の

法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは利用者に帰属することとします。

(4) 責任及びリスク分担の考え方

利用者が実施する事業については、利用者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用者が負うものとします。

(5) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、トライアル事業の目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

## 12 申込先・連絡先

---

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 都市整備部 公園農政課

TEL : 0561-76-8161 (直通) FAX : 0561-52-3339

mail : kouennousei@city.owariasahi.lg.jp